

青森県報

号外第八十五号

平成二十一年
十二月十六日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……
 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (同) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の防災消防課の項の第十三号中「及び国民保護協議会」を「国民保護協議会及び救急搬送受入協議会」に改める。
別表第六青森県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

青森県 救急搬 送受入 協議会	消防法(昭和二十三年 法律第八十六号)第 三十五条の五第四項 (同条第六項において 準用する場合を含む。) の規定により消防機関 による救急業務として の傷病者の搬送及び医 療機関による当該傷病 者の受入れの実施に関 する基準の策定及び変 更について意見を答申 し、同法第三十五条の 八第一項の規定により 当該基準に関する協議 並びに当該基準に基づ く傷病者の搬送及び受 入れの実施に係る連絡 調整を行い、同条第三 項の規定により関係行 政機関に協力を求め、 並びに同条第四項の規 定により知事に当該基 準並びに傷病者の搬送 及び受入れの実施に関 し必要な事項について 意見を述べる事。	会長 委員	消防 法の 規定 によ る。	二十 人以 内	二年	委員 の互 選	防災消防課
--------------------------	---	----------	----------------------------	---------------	----	---------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年十二月青森県条例第九十四号）第一条中第二十五条の改正規定の施行期日は、平成二十一年十二月十六日とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭